

○ 総務省令第九十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十二日

総務大臣 松本 剛明

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

(具備すべき電波等)

第十二条 「略」

〔2～8 略〕

9 次の表の上欄に掲げる無線設備を備える無線局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を送ることができるものでなければならない。

無線設備	電波の型式及び周波数
〔略〕	〔略〕
衛星非常用位置指示無線標識	一 A三X電波二二・五MHz 二 G一B電波若しくはG一D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHz又はG一D電波四〇六・〇五MHz 三 F一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz
〔略〕	〔略〕
設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備	一 A三X電波二二・五MHz 二 G一B電波若しくはG一D電波四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHz又はG一D電波四〇六・〇五MHz 三 F一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz

〔10～13 略〕

(漕雑通信等)

第三十六条の二 法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

〔一～五 略〕

六 G一B電波若しくはG一D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHz又はG一D電波四〇六・〇五MHz、A三X電波二二・五MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの

- (1) G一B電波若しくはG一D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHz又はG一D電波四〇六・〇五MHzは、別図第五号に定める構成による信号

〔2〕(3) 略〕

〔七・八 略〕

〔2・3 略〕

別図第五号 (第36条の2第1項第5号及び第6号関係)

改正前

(具備すべき電波等)

第十二条 「同上」

〔2～8 同上〕

9 「同上」

無線設備	電波の型式及び周波数
〔同上〕	〔同上〕
衛星非常用位置指示無線標識	A三X電波二二・五MHz、G一B電波又はG一D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz
〔同上〕	〔同上〕
設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備	A三X電波二二・五MHz、G一B電波又はG一D電波四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz

〔10～13 同上〕

(漕雑通信等)

第三十六条の二 「同上」

〔一～五 同上〕

六 G一B電波又はG一D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz、A三X電波二二・五MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの

- (1) G一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz及び四〇六・〇四MHzは、別図第五号に定める構成による信号

〔2〕(3) 同上〕

〔七・八 同上〕

〔2・3 同上〕

別図第五号 (第36条の2第1項第5号及び第6号関係)

1 G1B電波又はG1D電波を使用するもの（G1D電波四〇六・〇五 MHz を使用するものを除く。）

同期符 号	通報形 式の区 分（注 1）	識別表 示の種 類	自局の 識別信 号（注 2）	誤り検 定符号	通報
----------	-------------------------	-----------------	-------------------------	------------	----

注1 短通報の場合は「0」、長通報の「1」であること。

注2 (1) 識別表示の種類を「1」としたときは、これに代わる識別表示を使用することができる。

(2) 引き続き遭難の位置等を送信することができる。

2 G1D電波四〇六・〇五 MHz を使用するもの

装置の 識別番 号	国番号	機能の 状態	自局の 緯度及 び経度	自局の 識別信 号	信号の 種類	予備信 号	付帯情 報	誤り検 定符号
-----------------	-----	-----------	-------------------	-----------------	-----------	----------	----------	------------

備考 表中の [] の記載及び対象規定の11項と繰を付した懸記部分を除く下線は任意である。

同期符 号	通報形 式の区 分（注 1）	識別表 示の種 類	自局の 識別信 号（注 2）	誤り検 定符号	通報
----------	-------------------------	-----------------	-------------------------	------------	----

注1 短通報の場合は「0」、長通報の「1」であること。

注2 (1) 識別表示の種類を「1」としたときは、これに代わる識別表示を使用することができる。

(2) 引き続き遭難の位置等を送信することができる。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

別表第二号第3 船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号第3 [同左]

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。

[1枚目 同左]

[1枚目 略]

2枚目（船舶局に限る。）

2枚目（船舶局に限る。）

長

長

16 無線局の区別	
17 電波の33型式及び並びに35希望する周波数の備えてある無線局の範囲及び空	[略]
	<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [N]
	<input type="checkbox"/> G1B 406.025 MHz 5.0W
	<input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz 5.0W
	<input type="checkbox"/> G1B 406.031 MHz 5.0W
	<input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz 5.0W
	<input type="checkbox"/> G1B 406.04 MHz 5.0W
	<input type="checkbox"/> G1D 406.05 MHz W
	<input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz 0.05W
	<input type="checkbox"/> F1D 161.975 162.025 MHz 1.0W
	<input type="checkbox"/> 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備 [E]
	<input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz 5.0W
	<input type="checkbox"/> G1B 406.031 MHz 5.0W
<input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz 5.0W	
<input type="checkbox"/> G1B 406.04 MHz 5.0W	
<input type="checkbox"/> G1D 406.05 MHz W	
<input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz 0.05W	
<input type="checkbox"/> F1D 161.975 162.025 MHz 1.0W	
[略]	

16 無線局の区別	
17 電波の33型式及び並びに35希望する周波数の備えてある無線局の範囲及び空	[同左]
	<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [N]
	<input type="checkbox"/> G1B 406.025 MHz 5.0W
	<input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz 5.0W
	<input type="checkbox"/> G1B 406.031 MHz 5.0W
	<input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz 5.0W
	<input type="checkbox"/> G1B 406.04 MHz 5.0W
	<input type="checkbox"/> G1D 406.05 MHz W
	<input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz 0.05W
	<input type="checkbox"/> 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備 [E]
	<input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz 5.0W
	<input type="checkbox"/> G1B 406.031 MHz 5.0W
	<input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz 5.0W
<input type="checkbox"/> G1B 406.04 MHz 5.0W	
<input type="checkbox"/> G1D 406.05 MHz W	
<input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz 0.05W	
[同左]	

辺

辺

中線電力	線設備	
[略]		

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[3枚目・4枚目 略]

別表第二号の三第2 特定船舶局、船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下この別表において同じ。)、遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。以下この別表において同じ。)及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第4条、第12条関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

[1枚目 略]

2枚目

長 辺	[略]				
	20	[略]	[略]	[略]	
	電波の型式並びに希望する周波数の	<input type="checkbox"/> G1B	<input type="checkbox"/> 406.025MHz <input type="checkbox"/> 406.028MHz <input type="checkbox"/> 406.031MHz <input type="checkbox"/> 406.037MHz <input type="checkbox"/> 406.04MHz		5W
		<input type="checkbox"/> G1D	<input type="checkbox"/> 406.025MHz <input type="checkbox"/> 406.028MHz <input type="checkbox"/> 406.031MHz <input type="checkbox"/> 406.037MHz <input type="checkbox"/> 406.04MHz <input type="checkbox"/> 406.05MHz		5W W
		<input type="checkbox"/> A3X	<input type="checkbox"/> 121.5MHz		0.05W

中線電力	線設備	
[同左]		

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[3枚目・4枚目 同左]

別表第二号の三第2 [同左]

[1枚目 同左]

2枚目

長 辺	[同左]				
	20	[同左]	[同左]	[同左]	
	電波の型式並びに希望する周波数の	<input type="checkbox"/> G1B	<input type="checkbox"/> 406.025MHz <input type="checkbox"/> 406.028MHz <input type="checkbox"/> 406.031MHz <input type="checkbox"/> 406.037MHz <input type="checkbox"/> 406.04MHz		5W
		<input type="checkbox"/> A3X	<input type="checkbox"/> 121.5MHz		0.05W

囲及び空中線電力

[略]

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[3枚目 略]

囲及び空中線電力

[同左]

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[3枚目 同左]

備考 表中の [] の記載は社記である。

(無線局運用規則の一部改正)

第三条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(遭難自動通報設備の通報の送信等)</p> <p>第七十八条の二 [略]</p> <p>2 G-B電波若しくはG-D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz、四〇六・〇四MHz又はG-D電波四〇六・〇五MHz、A三X電波二二・五MHz並びにF-D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzを同時に発射する遭難自動通報設備であつて、A三X電波二二・五MHzにより送信する遭難自動通報設備の通報は、施行規則第三十六条の二第一項第六号(2)に定める方法により行うものとする。</p> <p>[3~6 略]</p> <p>(規定の準用)</p> <p>第七十七条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 第七十八条の二第五項の規定は、遭難航空機局の航空機用救命無線機又は航空機用携帯無線機を使用した場合に準用する。</p>	<p>(遭難自動通報設備の通報の送信等)</p> <p>第七十八条の二 [同上]</p> <p>2 G-B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz及びA三X電波二二・五MHzを同時に発射する遭難自動通報設備であつて、A三X電波二二・五MHzにより送信する遭難自動通報設備の通報は、施行規則第三十六条の二第一項第六号(2)に定める方法により行うものとする。</p> <p>[3~6 同上]</p> <p>(規定の準用)</p> <p>第七十七条 [同上]</p> <p>[2・3 同上]</p> <p>4 第七十八条の二第三項の規定は、遭難航空機局の航空機用救命無線機又は航空機用携帯無線機を使用した場合に準用する。</p>
<p>備考 表中の「 」の記載は注記である。</p>	

(無線設備規則の一部改正)

第四条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(衛星非常用位置指示無線標識)
 第四十五条の二 G 1 B電波又はG 1 D電波四〇六MHz から四〇六・一MHzまで、A 三X電波二二・五MHz並びにF 1 D電波一六二・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzを使用する衛星非常用位置指示無線標識は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

〔一 略〕

一 送信装置の条件

イ G 1 B電波又はG 1 D電波を使用する人工衛星向け装置（G 1 D電波四〇六・〇五MHzを使用するものを除く。）

〔表略〕

ロ G 1 D電波四〇六・〇五MHzを使用する人工衛星向け装置

区別	条件
〔略〕	〔略〕
送信立ち上がり時間	送信開始後送信出力が空中線電力の一〇パーセントになつてから九〇パーセントまで上昇するのに要する時間が〇・五ミリ秒未満であること。
〔略〕	〔略〕

〔く・二 略〕

〔三〜五 略〕

〔2 略〕

別表第一号（第5条関係）

〔表略〕

〔注1〜27 略〕

28 衛星非常用位置指示無線標識、携帯用位置指示無線標識及び第45条の3の5に規定する無線設備の送信設備に使用する次の電波の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) G 1 B電波又はG 1 D電波406MHzから406.1MHzまでのもの（G 1 D電波406.05MHzのものを除く。） 5 kHz
- (2) G 1 D電波406.05MHzのもの 1200Hz
- (3) 〔略〕
- (4) 〔略〕

〔29〜57 略〕

別表第二号（第6条関係）

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考

改正前

(衛星非常用位置指示無線標識)
 第四十五条の二 〔同上〕

〔一 同上〕

一 〔同上〕

イ G 1 B電波を使用する人工衛星向け装置

〔表同上〕

ロ G 1 D電波を使用する人工衛星向け装置

区別	条件
〔同上〕	〔同上〕
送信立ち上がり時間	送信開始後送信出力が空中線電力の九〇パーセントまで上昇するのに要する時間が〇・五ミリ秒未満であること。
〔同上〕	〔同上〕

〔く・二 同上〕

〔三〜五 同上〕

〔2 同上〕

別表第一号（第5条関係）

〔表同左〕

〔注1〜27 同左〕

28 〔同左〕

- (1) G 1 B電波又はG 1 D電波406MHzから406.1MHzまでのもの 5 kHz

〔新設〕

(2) 〔同左〕

(3) 〔同左〕

〔29〜57 同左〕

別表第二号（第6条関係）

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考

[略]	[略]	[略]
G 1 D	20kHz	406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する第45条の3の5に規定する無線設備（406.05MHzの周波数の電波を使用する第45条の3の5に規定する無線設備を除く。）
	99.9kHz	406.05MHzの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識及び第45条の3の5に規定する無線設備
[略]	[略]	[略]

[第2～第79 略]

[同左]	[同左]	[同左]
G 1 D	20kHz	406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識及び第45条の3の5に規定する無線設備
[同左]	[同左]	[同左]

[第2～第79 同左]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重下線を付した懸記部分を除く全体に付した下線は注記である。

(無線機器型式検定規則の一部改正)

第五条 無線機器型式検定規則(昭和三十六年郵政省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

各 出 後

別表第一号 機器の構造及び性能の条件 (第2条関係)

機種		条件
[略]		[略]
船舶に施設する救命用の無線設備の機器	[略]	[略]
	衛星非常用位置指示無線標識	1 設備規則第45条の2第1項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 (1) G 1 B電波若しくはG 1 D電波406.031MHz又はG 1 D電波406.05MHz、A 3 X電波121.5MHz並びにF 1 D電波161.975MHz及び162.025MHzを使用するものであること。 [(2)~(5) 略] 2 設備規則第45条の2第2項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 [削る] (1) 1の(1)、(3)及び(4)の条件に適合するものであること。 (2) [略] (3) [略] (4) [略]
[略]		[略]
[略]		[略]

各 出 後

別表第一号 機器の構造及び性能の条件 (第2条関係)

機種		条件
[同左]		[同左]
[同左]	[同左]	[同左]
	衛星非常用位置指示無線標識	1 設備規則第45条の2第1項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 (1) G 1 B電波又はG 1 D電波406.031MHz、A 3 X電波121.5MHz並びにF 1 D電波161.975MHz及び162.025MHzを使用するものであること。 [(2)~(5) 同左] 2 設備規則第45条の2第2項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 (1) G 1 B電波406.031MHz及びA 3 X電波121.5MHzを使用するものであること。 (2) 1の(3)及び(4)の条件に適合するものであること。 (3) [同左] (4) [同左] (5) [同左]
[同左]		[同左]
[同左]		[同左]

備考 表中の [] の記載は出記による。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 衛星非常用位置指示無線標識及び航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識は、この省令による改正後の無線設備規則（以下「新設備規則」という。）の規定にかかわらず、令和五年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。
- 3 令和六年一月一日に現に船舶に設置している型式について総務大臣の検定に合格した衛星非常用位置指示無線標識及び航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識に係る当該合格の効力については、当該設置が継続する限り、なおその効力を有する。
- 4 令和六年一月一日に現に船舶に設置している衛星非常用位置指示無線標識及び航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識の条件は、新設備規則の規定にかかわらず、当該設置が継続する限り、なお従前の例によることができる。